



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

住 所 東京都港区芝五丁目 29 番 11 号
会 社 名 NECキャピタルソリューション株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 田 中 重 穂
役 職 氏 名 (コード番号:8793 東証第一部)
問 合 わ せ 先 コミュニケーション部長 児玉 誠一郎
電 話 番 号 0 3 - 5 4 7 6 - 5 6 2 5 (代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 21 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成 24 年 6 月 26 日に開催予定の第 42 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社および子会社の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）について所要の変更を行うものであります。

今後の資本政策、役員報酬制度の検討の中で、自己株式の取得についても取締役会で議論していくことを明確にするため、現行定款第 3 2 条（剰余金の配当等の決定機関）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

株主総会開催予定日	平成 24 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生予定日	平成 24 年 6 月 26 日

以 上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>各種機械、器具、装置、設備、備品、建物付属設備、車輛、船舶、航空機等の賃貸借、売買(割賦売買含む)、輸出入ならびにその代理・仲介</u></p> <p>(2) 前号の物件の保守管理・運用支援等の<u>メンテナンスサービス</u>に関する業務</p> <p>(3) <u>金銭の貸付、立替払、手形の割引、各種債権の売買、保証等の金融業務</u></p> <p>(4) <u>有価証券の保有、運用、売買、管理</u></p> <p>(5) <u>抵当証券の売買、保有、管理、仲介</u></p> <p>(6) <u>商品投資販売業および商品投資顧問業</u></p> <p>(7) <u>集金・支払・計算等の業務代行</u></p> <p>(8) <u>損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u></p> <p>(9) <u>生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>(10) <u>債権管理回収業</u></p> <p>(11) <u>小口債権販売業</u></p> <p>(12) <u>クレジットカード業</u></p> <p>(13) <u>信託業、信託契約代理業および信託受益権販売業</u></p> <p>(14) <u>特許権・実用新案権・商標権・著作権・産業財産権等の無体財産権の賃貸借・売買ならびにその代理・仲介</u></p> <p>(15) <u>高度管理医療機器等の賃貸、販売</u></p> <p>(16) <u>情報処理・提供サービス業</u></p> <p>(17) <u>信用調査業</u></p> <p>(18) <u>古物売買業</u></p> <p>(19) <u>不動産の賃貸借・売買および管理ならびにその代理・仲介</u></p> <p>(20) <u>宅地建物取引業</u></p> <p>(21) <u>倉庫業</u></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>各種動産等のリース、レンタル、賃貸借、売買(割賦売買含む)、輸出入ならびにその代理・仲介</u></p> <p>(2) 前号の物件の保守管理・運用支援等のサービスに関する業務</p> <p>(3) <u>貸金業、立替払、各種債権の売買、債務の保証・引受け等の金融業務</u></p> <p>(4) <u>有価証券等の金融商品の保有、運用、売買、管理</u></p> <p>(5) <u>企業経営に係わる資本・財務、業務提携、事業承継・再編等に関する助言、仲介および斡旋</u></p> <p>(6) <u>金融商品取引法に定める金融商品取引業</u></p> <p>(7) <u>集金・支払・計算等の業務代行</u></p> <p>(8) <u>総務・庶務・経理・購買等に関する事務代行</u></p> <p>(9) <u>ICTに係わる資産管理およびクラウド、キッティング等のサービスの提供</u></p> <p>(10) <u>情報処理・情報提供サービスおよび電気通信事業</u></p> <p>(11) <u>電子商取引・電子決済・電子マネーに関するサービスの提供</u></p> <p>(12) <u>損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u></p> <p>(13) <u>生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>(14) <u>債権の管理事務の代行、債権管理回収業</u></p> <p>(15) <u>信託業、信託契約代理業および信託受益権販売業</u></p> <p>(16) <u>特許権・実用新案権・商標権・著作権等の知的財産権の賃貸借・売買ならびにその代理・仲介</u></p> <p>(17) <u>高度管理医療機器等の賃貸、販売</u></p> <p>(18) <u>信用調査業</u></p> <p>(19) <u>古物売買業</u></p> <p>(20) <u>不動産の賃貸借・売買・管理およびその代理・仲介ならびに不動産鑑定業</u></p> <p>(21) <u>ファンド・PFI・PPP等の組成、出資、運用および運営</u></p>

<p>(22)運送業 (23)電気通信事業 (24)労働者派遣事業</p> <p>(25)前各号に関するシステムの開発・販売・コンサルティング (26)前各号に関連する出資および投資 (27)前各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>(22)倉庫業および運送業 (23)労働者派遣事業 (24)前各号に関する事業の仲介・代理・調査およびコンサルティング業務ならびにシステムの開発・販売 (25)前各号に関連する出資および投資 (26)前各号に付帯関連する一切の業務</p>
<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 3 2 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる。 2 当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によって行わない。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 3 2 条 当社は、剰余金の配当、<u>自己の株式の取得その他の会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項</u>については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる。 2 (現行どおり)</p>